



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例にかかる自転車駐車場位置の告示	建設局自転車課	1
告示	令和8年第2回定例市会で議決された令和7年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	8
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道 ひよどり台87号線他)	建設局道路管理課	10
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 向洋28号線)	建設局道路管理課	12
告示	第60回垂水区ロードレース大会指定公金事務取扱者の指定	垂水区総務部地域協働課	13
公告	都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧	都市局都市計画課	14
区役所	自動車臨時運行許可番号の失効	中央区総務部市民課	15
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	16
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	24
教育委員会	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局教育総務課	25

神戸市告示第 361 号

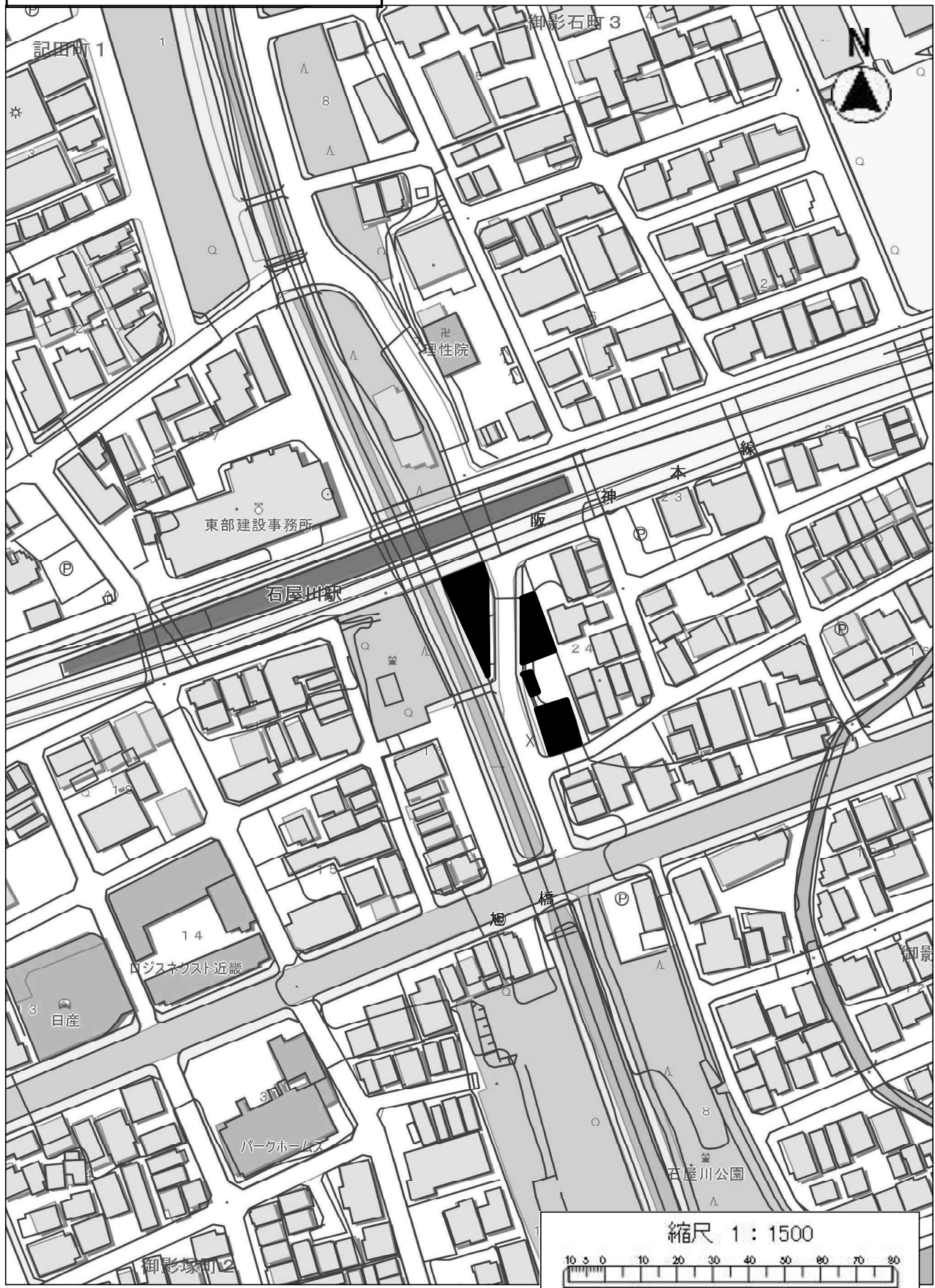
神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 15 条 5 項の規定により神戸市立自転車駐車場の位置を告示する。

令和 8 年 10 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立自転車駐車場	位置図
神戸市立石屋川駅前自転車駐車場	別図のとおり

神戸市立石屋川駅前自転車駐車場



(C)PASCO (C)GeoTechnologies, inc

神戸市告示第373号

令和8年第2回定例市会で令和8年9月17日議決された令和8年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和8年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

令和8年度神戸市一般会計補正予算

令和8年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504,187千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ978,285,418千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 分担金及負担金		833,856	7,652	841,508
	1 負 担 金	833,636	7,652	841,288
18 国庫支出金		209,887,372	261,452	210,148,824
	2 補 助 金	29,227,820	261,452	29,489,272
22 繰 入 金		33,082,171	57,083	33,139,254
	2 基金繰入金	31,386,455	57,083	31,443,538
25 市 債		72,233,000	178,000	72,411,000
	1 市 債	72,233,000	178,000	72,411,000
歳 入 合 計		977,781,231	504,187	978,285,418

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 市 民 費		36,152,465	10,000	36,162,465
	1 市 民 費	32,524,230	10,000	32,534,230
6 環 境 費		26,138,642	43,000	26,181,642
	2 環境保全費	1,761,529	43,000	1,804,529
7 商 工 費		7,325,582	78,000	7,403,582
	1 商工振興費	6,339,300	78,000	6,417,300
8 農 政 費		3,773,627	97,012	3,870,639
	2 農政総務費	1,901,524	32,012	1,933,536
	3 生産振興費	1,294,587	65,000	1,359,587
9 土 木 費		51,023,036	360,200	51,383,236
	3 道路橋梁整備費	22,197,264	100,000	22,297,264
	4 公園緑地費	7,022,160	100,000	7,122,160
	5 公園緑地整備費	7,922,598	160,200	8,082,798
10 都市計画費		22,993,222	126,966	23,120,188
	1 都市計画総務費	22,241,077	76,526	22,317,603
	3 再開発事業費	673,894	50,440	724,334
12 消 防 費		26,902,284	84,083	26,986,367
	1 消 防 費	26,902,284	84,083	26,986,367
15 諸支出金		203,696,620	42,224	203,738,844
	1 繰 出 金	187,626,877	42,224	187,669,101
16 予 備 費		1,200,000	△337,298	862,702
	1 予 備 費	1,200,000	△337,298	862,702
歳 出 合 計		977,781,231	504,187	978,285,418

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務処理用 P C 調達	令和8～13年度	846,000	令和8～13年度	1,139,000
広 報 紙 制 作	—	—	令和8～9年度	86,000
街 路 築 造	—	—	令和8～10年度	1,890,000
灘 消 防 署 建 替	—	—	令和8～11年度	3,803,000

第 3 表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 園 整 備 事 業	4,354,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	4,440,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。 9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
街 路 事 業	5,595,000				5,617,000			
消 防 施 設 整 備 事 業	7,390,000				7,460,000			

令和8年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和8年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,883,289千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		39,148,348	42,224	39,190,572
	2 国庫補助金	12,207,389	42,224	12,249,613
5 繰 入 金		28,909,634	42,224	28,951,858
	1 一般会計繰入金	26,236,236	42,224	26,278,460
歳 入 合 計		164,798,841	84,448	164,883,289

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		4,854,802	84,448	4,939,250
	1 総 務 費	4,854,802	84,448	4,939,250
歳 出 合 計		164,798,841	84,448	164,883,289

神戸市告示第374号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する

令和8年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ） 土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、
平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台	令和 8 年 9 月 3 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台	令和 8 年 9 月 24 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 8 年 9 月 10 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 8 年 9 月 28 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 29 台	令和 8 年 9 月 28 日	

神戸市告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
ひよどり台 87 号線	神戸市北区ひよどり台 3 丁目 6 番 46 地先	神戸市北区ひよどり台 3 丁目 6 番 4 地先
ひよどり台 88 号線	神戸市北区ひよどり台 3 丁目 6 番 47 地先	神戸市北区ひよどり台 3 丁目 6 番 39 地先
北鈴蘭台 118 号線	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 39 地先	神戸市北区甲栄台 1 丁目 18 番 159 地先
北鈴蘭台 119 号線	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 75 地先	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 67 地先
北鈴蘭台 120 号線	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 48 地先	神戸市北区甲栄台 1 丁目 18 番 159 地先
北鈴蘭台 121 号線	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 23 地先	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 22 地先
竜が岡 84 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 45 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 57 地先
竜が岡 85 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 45 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 25 地先
竜が岡 86 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 142 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 101 地先
竜が岡 87 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 125 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 22 地先
竜が岡 88 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 109 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 21 地先
竜が岡 89 号線	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 58 地先	神戸市西区竜が岡 3 丁目 7 番 20 地先
大池 106 号線	神戸市北区東大池 2 丁目 4257 番 27 地先	神戸市北区東大池 2 丁目 4257 番 35 地先
大池 107 号線	神戸市北区西大池 1 丁目 27 番 17 地先	神戸市北区西大池 1 丁目 25 番 352 地先
名谷中山 58 号線	神戸市垂水区名谷町字柄立原 2027 番地先	神戸市垂水区名谷町字柄立原 2024 番 2 地先
向洋 29 号線	神戸市東灘区向洋町中 9 丁目 1 番 1 地先	神戸市東灘区向洋町中 9 丁目 1 番 1 地先
玉津大久保線	神戸市西区玉津町小山字川端 185 番 4 地先	神戸市西区平野町中津字堂ノ上 2893 番地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
山田里 981 号線	神戸市北区山田町下谷上字中上 1 番 1 地先	神戸市北区山田町下谷上字中上 1 番 1 地先
須磨里 21 号線	神戸市須磨区妙法寺字石仏谷 1159 番 3 地先	神戸市須磨区妙法寺字谷田 1167 番 28 地先
須磨里 23 号線	神戸市須磨区妙法寺字谷田 1167 番 26 地先	神戸市須磨区妙法寺字谷田 1167 番 28 地先
名谷中山 5 号線	須磨区菅の台 7 丁目 31 番 76 地先	垂水区名谷町字梨原 2381 番地先
伊川谷里 663 号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字鍛冶屋畑 1570 番地先	神戸市西区伊川谷町有瀬字鍛冶屋畑 1580 番 2 地先
旧神戸三木線	神戸市西区押部谷町木幡字下松原 192 番 1 地先	神戸市西区押部谷町木幡字下松原 201 番 5 地先
名谷 70 号線	神戸市垂水区名谷町字押戸 341 番 1 地先	神戸市垂水区名谷町字押戸 350 番地先
北鈴蘭台 56 号線	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 5 地先	神戸市北区山田町小部字ハシ折山 18 番 6 地先
灘里 12 号線	神戸市灘区六甲山町字一ヶ谷 1 番 87 地先	神戸市灘区水車新田字瀧ノ下 124 番 3 地先
葺合南 148 号線	神戸市中央区雲井通 5 丁目 325 番地先	神戸市中央区雲井通 6 丁目 340 番地先
湊東方面第 295 号線	神戸市兵庫区楠谷町 118 番地先	神戸市兵庫区楠谷町 39 番地先
湊東方面第 296 号線	神戸市兵庫区楠谷町 39 番地先	神戸市兵庫区楠谷町 39 番地先
湊東方面第 297 号線	神戸市兵庫区楠谷町 39 番地先	神戸市兵庫区楠谷町 39 番地先
湊東方面第 298 号線	神戸市兵庫区楠谷町 143 番地先	神戸市兵庫区楠谷町 118 番地先
須磨里 110 号線	神戸市須磨区離宮西町 2 丁目 1 番 1 地先	神戸市須磨区離宮西町 2 丁目 1 番 1 地先
須磨里 350 号線	神戸市須磨区離宮西町 2 丁目 1 番 1 地先	神戸市須磨区離宮西町 2 丁目 1 番 1 地先

神戸市告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和8年10月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年10月27日まで一般の縦覧に供する。

令和8年10月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	向洋28号線	神戸市東灘区向洋町中9丁目1番1地先から 神戸市東灘区向洋町中9丁目1番15地先まで	203.70	最大 23.30 最小 15.40

神戸市告示第377号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条第2項の規定により、指定公金事務取扱者が決定したので、同法第243条第2項の2の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
「第60回垂水区ロードレース大会」委託業務
- 2 指定公金事務取扱者
兵庫県小野市浄谷町 2923-2
株式会社チョッパー 代表取締役社長 青木 実雄
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収・収納の事務に係る歳入
「第60回垂水区ロードレース大会」の参加料
- 4 指定年月日
2026年10月1日
- 5 委託期間
2026年10月14日～2027年3月31日

神戸市公告

都市計画を決定又は変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和8年10月13日から同月27日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和8年10月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画 用途地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度地区	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 高度利用地区	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 防火地域及び準防火地域	神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 駐車場	＜第6号新長田駐車場＞ 神戸市長田区日吉町1丁目
神戸国際港都建設計画 公園	＜3.2.22号 若松公園＞ 神戸市長田区日吉町1丁目、若松町6丁目及び大橋町6丁目
神戸国際港都建設計画 下水道	＜神戸市公共下水道＞ 神戸市の一部
神戸国際港都建設計画 地区計画	＜新長田駅南・西地区 地区計画＞ 神戸市長田区日吉町1丁目、日吉町2丁目、若松町5丁目、 若松町6丁目、若松町7丁目、大橋町5丁目、大橋町6丁目 及び大橋町7丁目
神戸国際港都建設計画 地区計画	＜ポートアイランド東地区 地区計画＞ 神戸市中央区港島中町6丁目及び7丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階
都市局都市計画課

神戸市中央区公告

次の臨時運行許可番号標（以下、「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により公告します。

令和8年10月13日

神戸市中央区長 小林 令伊子

1 失効した番号標

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36－68神戸	令和8年10月13日

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月30日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

神戸市水道管理規程第4号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程及び水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

(神戸市水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 神戸市水道局企業職員の給与に関する規程(昭和31年11月水道管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤手当)	(通勤手当)
第11条 [略]	第11条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の各号に掲げる額とする。	3 通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の各号に掲げる額とする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員については、 <u>支給単位期間につき、66,400円を超</u>	(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員については、 <u>自動車等を使用する距離(以下「使</u>

えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて管理者が定める額とする。

用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員及び使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあつては4,400円、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあつては7,100円、使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあつては10,000円、使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあつては12,900円、使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあつては15,800円、使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあつては18,700円、使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあつては21,600円、使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあつては24,400円、使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあつては26,200円、使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあつては28,000円、使用距

(3) 前号の規定にかかわらず、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員のうち、管理者が定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び管理者が定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等の使用距離の区分に応じて前号に規定する管理者が定める額の2倍に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

(4)、(5) [略]

4 前項第1号に掲げる職員のうち、併せて自動車等を使用することを常例とする職員又は前項第2号に掲げる職員であって、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が管理者が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担すること

離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあつては29,800円、使用距離が片道60キロメートル以上である職員にあつては31,600円とする。

(3) 前号の規定にかかわらず、通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員のうち、管理者が定める通勤するのに不便であると認められる公署に勤務するもの及び管理者が定める身体上の障害があるため歩行することが著しく困難であると認められるものに支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、前号に規定する額の2倍に相当する額を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

(4)、(5) [略]

を常例とするもの（管理者が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として管理者が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号から第4号までの規定による額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、第3項各号の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6、7 [略]

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号から第4号までの規定による額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前項各号の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5、6 [略]

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で

1 箇月を単位として管理者が別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。	1 箇月を単位として管理者が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月）をいう。
9 [略]	8 [略]

様式第 3 を次のように改める。

様式第 3 （第11条関係）

様式第 3 （その 1）

通 勤 届

(所属通知用)

提出年月日： 年 月 日

様		所属コード	勤 務 公 署 名		職 員 番 号		職 種 名			
							氏 名			
勤務公署の所在地		(〒 -)			届 出 事 由 届出事由を以下の選択肢から選択し該当するものにチェックをいれてください。（複数可） ☐ 所属の異動 ☐ 勤務所在地の異動 ☐ 住居の変更 ☐ 通勤方法、経路又は駐車場の変更 ☐ 運賃又は駐車場の料金の負担額の変更 ☐ その他 ☐ 新規採用 (年 月 日) 上記事実の発生日					
職 員 の 住 所		(〒 -)								
駐 車 場 等 ※ 自転車は対象外		①駐車場の料金を負担しているか ☐ 該当 / ☐ 非該当 ②配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないか ☐ 施設でない / ☐ 施設である ③勤務公署等（行政財産）であるか ☐ 該当 / ☐ 非該当 ⇒ 非該当のみ入力（駐車場の貸主の氏名または法人名：所在地） ④駐車場の利用形態及び料金 ☐ 月極又は複数月契約 月 円 ☐ 日額・時間貸し・回数券 1 1 日 円 （額面総額 円 購入金額 円）※回数券は左記 ① 内も記入 ※ 利用形態が日額、時間貸し又は回数券の場合、次の内容を確認しチェックをいれること ☐ 私は、通勤のため、通勤届に記載のとおり一回払いの駐車場を常例として利用しており、上記の施設において、その料金を上記のとおり負担していることを申し立てます。 領収書、クレジットカード利用履歴その他利用実績を確認できる書類を保管し、必要に応じて提示又は提出します。								
順 路 (徒歩・電鉄等)	通勤方法の別 交通会社 (有料道路は区間記入)	区 間			距 離 (概算) km	所要時間 (概算) 時間 分	乗車券等の種類 (定期・回数券等)※	左側の乗車券 等 の 金 額	備考 [割引乗車証等を使用の場合は乗車 証名を具体的に記入すること。]	
1		住居 から (経由) まで								
2		から (経由) まで								
3		から (経由) まで								
4		から (経由) まで								
5		から (経由) まで								
6		から (経由) まで								
7		から (経由) まで								
非 該 当 理 由					受理年月日	職 員 番 号		※〇ヶ月定期券、〇枚綴回数券、優待乗車証、割引乗車証等、実際に使用する乗車券等の種類を記入すること。		
					支給年月日					
					☐ ……上記の経路により認定する。					
					☐ ……別紙経路のとおり認定する。					
					神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第11条の規定に基づき、上記のとおり決定する。 年 月 日					

様式第3（その2）

通 勤 届

(任命権者控)

提出年月日： 年 月 日

様	所属コード	勤務公署名	職員番号	職種名	氏名			
勤務公署の所在地	(〒 -)							
職員の住所	(〒 -)							
駐 車 場 等 ※ 自転車は対象外	届出事由を以下の選択肢から選択し該当するものにチェックをいれてください。（複数可） ☐ 所属の異動 ☐ 勤務所在地の異動 ☐ 住居の変更 ☐ 通勤方法、経路又は駐車場等の変更 ☐ 差賃又は駐車場等の料金の負担額の変更 ☐ その他 (年 月 日) ☐ 新規採用 ☐ 上記事実の発生日 (年 月 日) ① 駐車場等の料金を負担しているか ☐ 該当 / ☐ 非該当 ② 配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないか ☐ 施設でない / ☐ 施設である ③ 勤務公署等（行政財産）であるか ☐ 該当 / ☐ 非該当 ⇒ 非該当のみ入力（駐車場の貸主の氏名または法人名：所在地） ④ 駐車場の利用形態及び料金 ☐ 月極又は複数月契約 月 円 ☐ 日額・時間貸し・回数券 1 1 日 円（額面総額 円 購入金額 円）※ 回数券は左記（ ）内も記入 ☐ 私は、通勤のため、通勤用に記載のとおり一回払いの駐車場を常例として利用しており、上記の施設において、その料金を上記のとおり負担していることを申し立てます。 領収書、クレジットカード利用履歴その他利用実績を確認できる書類を保管し、必要に応じて提示又は提出します。							
順路 (徒歩・電鉄等)	交通会社 (有料道路は区間記入)	区 間	距離 (概算)	所要時間 (概算)	乗車券等の種類 (定期・回数券等)	左側の乗車券 等 の 金額	備考 [割引乗車証等を使用の場合は乗車 証名を具体的に記入すること。]	
1		住居 から (経由) まで	km	時間 分				
2		から (経由) まで						
3		から (経由) まで						
4		から (経由) まで						
5		から (経由) まで						
6		から (経由) まで						
7		から (経由) まで						
非 該 当 理 由		受理年月日	職員番号		回数C			
		支給年月日						
		☐ 本人届出						
		☐ 認定不可						
		認定欄	年 月 日					
		課 長	係 長	係	係			
						住居届 確 認	電算入力 照 合	払戻額 確 認

（水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第2条 水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年3月水道管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(災害応急対応等派遣手当) 第7条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額<u>1,440円</u>とする。ただし、発災後相当期間経過後に派遣され、当該災害が発生した地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員に対しては支給しない。 2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額とし、同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上の業務に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。 (1) 第1項に掲げる業務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合 日額<u>2,160円</u> (2) 第1項に掲げる業務（前号に掲げるものを除く）に深夜において従事する場合 日額<u>2,160円</u>	(災害応急対応等派遣手当) 第7条 災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額<u>1,080円</u>とする。ただし、発災後相当期間経過後に派遣され、当該災害が発生した地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員に対しては支給しない。 2 前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額とし、同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上の業務に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。 (1) 第1項に掲げる業務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合 日額<u>1,620円</u> (2) 第1項に掲げる業務（前号に掲げるものを除く）に深夜において従事する場合 日額<u>1,620円</u>

(3) 災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において第1項に掲げる業務に従事する場合 日額<u>2,880円</u>	(3) 災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域において第1項に掲げる業務に従事する場合 日額<u>2,160円</u>
---	---

附 則

この管理規程は、令和8年10月1日から施行し、この管理規程による改正後の水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

神戸市水道告示第23号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年10月13日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42623	株式会社 エル スタッド	神戸市西区北別府3丁目 1番地の6リベール西神 戸クイーンズ203号	尾藤 有吾	令和8年9月30日

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教育委員会職員特殊勤務手当） 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲	（教育委員会職員特殊勤務手当） 第2条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲

げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) [略] (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務1回につき<u>10,880円</u>以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額 (7) [略] 4、5 [略]	げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) [略] (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務 勤務1回につき<u>10,160円</u>以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額 (7) [略] 4、5 [略]
--	--

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行し、この規則による改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。